

週休 2 日制の経費補正における積算要領（森林整備保全事業）

1 適用範囲

森林整備保全事業（治山・林道工事）を対象とする。

2 経費の補正

経費の補正については、週休 2 日制の達成状況に応じ、下記のとおり計上する。

2. 1 補正の対象

補正は労務費、機械経費（賃料）、市場単価、共通仮設費率、現場管理費率を対象とする。なお、施工パッケージ、土木工事標準単価については下記により補正を行う。

施工パッケージ：積算地区単価における労務費、機械経費（賃料）、土木工事標準単価について補正

土木工事標準単価：土木工事標準単価表に各達成状況に応じ 2. 2. 3 に示す係数を乗じる。

ただし、下記については補正の対象外とする。

①労務費：工場製作、測量設計委託業務に関する労務費は労務費補正の対象外

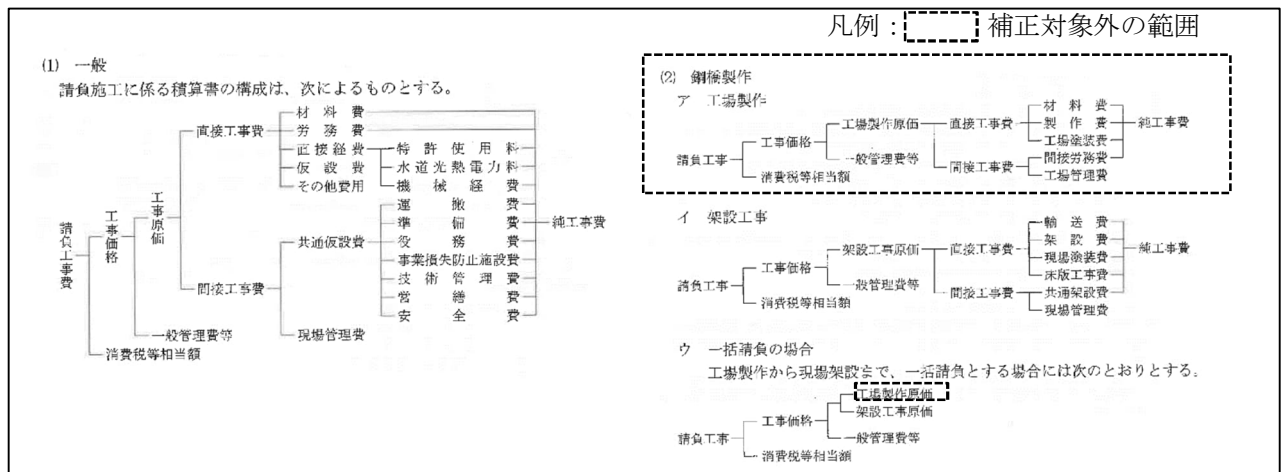
②見積施工単価：労務費、機械経費が区分できない場合は労務費、機械経費（賃料）補正の対象外

③工場製作等に係る範囲(下図参照)については全ての補正の対象外

④モノレール機械賃料について

ア) 週休 2 日を考慮した設置期間を設定した場合：補正しない。

イ) 週休 2 日を考慮していない設置期間を設定した場合：動力車賃料のみ補正する。



2. 2 週休2日補正係数

2. 2. 1 労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率

①現場閉所による週休2日方式の場合

	補正係数	
	月単位の4週8休 以上	通期の4週8休 以上
労務費	1.04	1.02
機械経費(賃料)	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

②交替制による週休2日方式の場合

	補正係数	
	月単位の4週8休 以上	通期の4週8休 以上
労務費	1.04	1.02
現場管理費率	1.03	1.01

2. 2. 2 市場単価

①現場閉所による週休2日方式の場合

名 称	区 分	補正係数	
		月単位の4週8 休以上	通期の4週8休以 上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.04	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.03	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01

吹付砕工		1.03	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02

②交替制による週休２日方式の場合

名 称	区 分	補正係数	
		月単位の４週８ 休以上	通期の４週８休以 上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.04	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.03	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.01

２．２．３土木工事標準単価

①現場閉所による週休２日方式の場合

名 称	区 分	補正係数	
		月単位の４週８ 休以上	通期の４週８休以上
区画線工		1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.02
	人力	1.04	1.02

②交替制による週休２日方式の場合

名 称	区 分	補正係数	
		月単位の４週８ 休以上	通期の４週８休以上
区画線工		1.04	1.02
排水構造物工		1.03	1.02
コンクリートブロック積工		1.03	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.01
	人力	1.04	1.02

2. 3 補正方法等

2. 3. 1 補正方法

(1) 労務費、機械経費（賃料）、市場単価、土木工事標準単価の補正について

「工事における週休２日の取得に要する費用の計上について（試行）（令和元年６月 20 日付け元林整計第 65 号林野庁森林整備部計画課長通知）」に準ずる。

(2) 諸経费率（共通仮設费率、現場管理费率）の補正について

「工事における週休２日の取得に要する費用の計上について（試行）（令和元年６月 20 日付け元林整計第 65 号林野庁森林整備部計画課長通知）」に準ずる。

2. 3. 2 端数処理

(1) 労務費、機械経費（賃料）、市場単価、土木工事標準単価の端数処理について

1) 労務費について

週休２日補正を含む補正を全て乗じた後、１円単位（１円未満四捨五入）とする。

2) 機械経費（賃料）について

週休２日補正を乗じた後、少数第１位切捨て整数止めとする。

3) 市場単価について

週休２日補正係数を乗じた後、１円単位（１円未満切り捨て）とする。

4) 土木工事標準単価について

週休２日補正係数を乗じた後、１円単位（１円未満切り捨て）とする。

(2) 諸経费率（共通仮設费率、現場管理费率）の端数処理方法について

各率算出時、施工地域補正等係数計上時、週休２日補正計上時のそれぞれで小数点以下３位を四捨五入して２位止めとする。

2. 4 補正適用時期

上記補正については、当初積算において月単位の４週８休以上を達成した場合の補正係数を労務費等に乗じるものとする。なお、現場閉所の達成状況を確認後、４週８

休に満たないものは、通期の4週8休の補正係数に変更し、請負代金額を減額変更する。

通期の4週8休に満たないものは、月単位の4週8休の補正係数を除し、請負代金額を減額変更する。

3 適用

この要領は、単価適用年月日が平成30年10月1日以降の週休2日制対象工事について適用する。

附 則

この要領は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。